

立命館大学研究データポリシー解説

立命館大学は、立命館憲章に基づき、人類の未来を切り拓くために、学問研究の自由に基づき普遍的な価値の創造と人類的諸課題の解明に邁進し、教育・研究機関として世界と日本の平和的・民主的・持続的発展に貢献することを目指す。

このため立命館大学は、研究活動によって得られた成果を蓄積し、更なる学問研究の発展と社会への還元を進めるにあたり、学問研究の過程で得られる研究データの管理・公開・利活用についての原則を以下の通り定める。

(前文)

※本ポリシーは、立命館憲章の理念のもとに策定するものであることを示した。

(研究データの定義)

1. 本ポリシーが対象とする研究データは、立命館大学における研究活動の過程で研究者によって収集または生成されたデータを指し、デジタルか否かを問わない。

(研究データの定義)

※ **研究データ**とは、研究に関する活動を通じて取り扱うデータをいう。デジタルか否かは問わない。収集または生成したデータだけでなく、それらを解析または加工して作成したデータも含まれる。研究活動で取り扱うデータとして、「観測データ」、「試験データ」、「調査データ」、「実験ノート」、「メディアコンテンツ」、「プログラム」、「史資料」、「論文」、「発表予稿」、「講演資料」等がある。

※ 本ポリシーが対象とする研究データには、学外の研究者や講師が、共同研究、施設利用、講演会等、立命館大学における研究活動を通して収集または生成したデータも含まれる。学生が教育を受ける上で収集または生成したデータは含まれない。

※ 研究者とは兼務系教職員や学生、客員協力研究員も含め、立命館大学における研究活動を主体的に担う者をいう。ただし、研究活動を事務的に支援することは、「研究活動を主体的に担う」に該当しない。

※ 研究者が、以前に在籍した機関で収集または生成した研究データであっても、大学在籍中にこれらを保持している場合には、本ポリシーの対象となる。

(研究データの管理等)

2. 研究データの管理ならびに公開および利活用に供する方法は、それを収集または生成した研究者が、法令および立命館大学の規程その他これに準ずるものの範囲内ならびに他の者の権利および法的利益を害さない範囲内において、決定することができる。

(研究データの管理等)

※ 研究データを収集または生成した研究者は、それをどのように管理し、公開し、利活用させるかについて決定することができる。ただし、その決定は、法令および立命館大学の規程（立命館大学研究倫理指針等）、他機関との契約等によって別段の定めがある場合にはその定め範囲にとどまるべきことはもとより、当該データについて第三者が権利や法的利益を持つ場合（例えば、データが第三者の著作物や個人情報を含んでいる場合）や、安全保障の観点からその流通が規制されている場合（外国為替及び外国貿易法の輸出規制対象情報等）には、それらを害してはならないという制約を受ける。

※ **研究データの管理**とは、データの収集、生成、整理、解析、加工、共有、保存、破棄等、研究活動の開始から終了までの研究データの取扱いを定め、これを実践することをさす。

※ **研究データの公開**とは、研究データを他の者が利用できる状態にすること、**研究データの利活用**とは、公開した研究データから、より多くの知的成果等が生み出されるよう、データの価値を高めることをさす。

(研究者の責務)

3. 研究者は、前項に掲げる範囲内において、研究データを適切に管理し、可能な限りそれを公開し、利活用に供する。

(研究者の責務)

※ 研究者は、異動または退職する場合、その管理する研究データの取扱いをあらかじめ決めなければならない。

※ 本ポリシーでは、前述の法令や立命館大学の規程等の定め範囲内において研究者は適切に研究データを管理するとともに、オープン・アンド・クローズ戦略に基づき公開可能なデータについては可能な限り公開をすることで利活用を促し、学問研究の発展と社会への還元を進めることを目指している。

※ 公開する研究データには、正確性・完全性・追跡可能性等を担保することが求められる。信頼性のない研究データを利用した論文は撤回を余儀なくされることにもなるため、不用意・不適切な研究データの公開は、本学及び研究者の信用を損なうことにもなる。研究者は、研究データの公開にあたり、当該研究データの信頼性を確保するよう努めなければならない。

※ 公開に問題がないと判断された研究データを公開する際には、可能な限り「FAIR原則」に則って公開することが望ましい。FAIRとは、「Findable（見つけられる）、Accessible（アクセスできる）、Interoperable（相互運用できる）、Reusable（再利用できる）」の略であり、FAIR原則は現在オープンサイエンス推進にあたり、最低限でありながら広範囲に通用する原則として広く承認されている。

○DOI:10.18908/a.2019112601

※ 研究成果の社会実装やさらなる研究推進のために、知的財産として法的な保護が必要な研究データも存在する。研究データを公開する際には、オープン・アンド・クローズ戦略に基づき公開の可否を適切に判断する必要がある。

（大学の責務）

4. 立命館大学は、研究データの管理ならびに公開および利活用を支援する環境を研究者に提供するものとする。

（大学の責務）

※ 大規模なデータを多くの機関や研究者から収集するプラットフォームや、その情報を活用したビジネスが生まれる中、本大学の将来に渡る研究活動を守ることや公開機能を持つことによる学問研究の発展のために、大学として研究データを適切に管理・公開し、利活用に供することができる基盤を整備する等、支援環境を整えることが重要である。

※ 立命館大学が研究者に提供する支援環境の例として以下が考えられる。

1. 研究データを管理するための保存基盤を提供する。
2. 研究データ管理計画等、研究データの管理に関する計画や行動を支援する。
3. 研究データを公開するためのデータリポジトリを提供する。
4. 公開する研究データのメタデータ作成を支援する。
5. 研究データの管理、公開、利活用に関わるガイドラインや実施要項等を定める。
6. 研究データの管理、公開、利活用に関して啓発する。

（ポリシーの見直し）

5. 社会や学術環境の変化に応じて、適宜本ポリシーの見直しを行うものとする。

（ポリシーの見直し）

本ポリシーは社会や学術環境の変化に対応し、見直しを行うものであることを明確に示している。